

いじめ防止等の対策に関する基本方針

金谷川小学校 生徒指導部

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条）

1 いじめに対する本校の基本認識

- ・ いじめは、どの学級でも、どの子どもでも起こりうる問題であるとともに、「いじめは現に起きている」という危機意識をもって対応にあたる。
- ・ いじめは何かがあっても、絶対に許されない人権侵害行為である。
- ・ いじめを傍観することも、いじめ行為と同様に許されない行為である。
- ・ いじめを受けた子どもの立場や教育を受ける権利を最優先にする。
- ・ いじめが発生した場合には、組織の総力で早期対応、早期解決に努める。

2 いじめの防止等のための施策

① いじめの防止等の対策のための組織

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、その他校長が必要と認める者を中心に、いじめ対策チームを組織し、防止等の対策をリードする。

② いじめの未然防止のための取組

- 校内生徒指導協議会と生徒指導部会を機能させた情報交換の徹底
- 日常的な情報交換（全職員で全校児童に関わっていく）
- 報告、連絡、相談体制の機能化（学級担任→生徒指導主事→教頭・校長）
- いじめ防止等についての校内研修の充実
 - ・ いじめの事例研究、教育相談についての研修等（校内生徒指導協議会等で）
 - ・ ※ いじめ対応セルフチェックシートの活用（別紙参照）
 - ・ 外部講師から指導助言（カウンセラー、医療機関など）
- 学級経営と授業の充実
 - ・ 道德教育の充実（自他の尊重、人権などについての題材を重点化）
 - ・ 体験活動の充実（道徳的実践力の育成のために）
 - ・ 生徒指導の機能（自己存在感、共感的人間関係、自己決定）
 - ・ 学校のきまりや学習規律の徹底する学級経営
 - ・ 学級の自治、協力を生み出す学級活動の工夫
 - ・ 情報モラル教育の充実
- 保護者との連携
 - ・ いじめに対する学校としての基本方針の周知（4月のPTA総会）
 - ・ いじめ防止等（インターネットのものを含む）についての啓発活動（学校だより、学年だよりなど）
 - ・ 保護者からの声を集める工夫（連絡帳、電話、直接相談、個別懇談）

③ いじめの早期発見のための取組

- 児童と担任との教育相談の定期的実施（年3回）
- 必要に応じた教育相談の実施
- 相談窓口の児童への周知（学級担任、生徒指導主事、養護教諭など）
- アンケートの定期的な実施（年6回）
- アンケートの課題分析、対策検討、実行へ（校内生徒指導協議会等で）
- Q-Uテストの実施と分析

④ いじめ発生時の対応手順・・・別紙参照（学校のいじめ問題対応フロー図）

- (1) いじめの確認（①本人の訴え ②保護者の訴え ③教師の発見 ④他からの情報）
- (2) いじめ対策チームの分担，方針等の確認，決定（いじめ対策チームを中心に動く。）
- (3) 聴き取りの徹底
 - ・ 早急に聴き取りを行う。
 - ・ 加害者から，個別に聴き取りを行う。
 - ・ 5 W 1 H を明確にした聴き取りを行う。
- (4) 事実関係のすり合わせ（②をもとに）
 - ※ 必要に応じて，全校児童，全家庭へのアンケートの実施する。

(5) 事実関係の明確化 → 福島市教育委員会へ報告（報告書の作成）

⑤ いじめ重大事態への対処・・・別紙参照（重大事態への対応フロー図）

○ 重大事態の定義（法第 28 条第 1 項による）

～いじめ防止対策推進法より～

〈学校の設置者又はその設置する学校の対処〉

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 重大事態の調査

いじめの重大事態に関する調査については、平成 29 年 3 月 30 日付文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考にし、被害者側に寄り添った対応を行う。重大事態となるいじめは以下によるが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童等が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な被害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合 など
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
 - ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※ いじめを原因とした欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合

- (2) いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なされている疑いがあると認めるとき「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としている。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に

着手する。

- (3) 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。)

- ・ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ・ 児童等や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

- 発生時の調査を行う組織（不登校重大事態の場合）

- ・ 学校いじめ対応組織を母体とした調査組織に、次の外部人材を加える。
★PTA代表 ★学校評議員 ★健全育成推進会委員 ★民生委員 等
- ・ 必要に応じて教育委員会のSCやSSWの派遣を要請する。

- 事態発生時の報告について

- ・ 福島市教育委員会を通じて、市長に報告をする。(7日以内)

⑥ いじめに対する措置

- 被害児童の保護者への連絡（窓口：学級担任等）

- ・ 事実の説明
- ・ 徹底支援の姿勢の説明
- ・ 警察への被害届の勧め（重大事態の場合、必要に応じて）

- 加害児童の保護者への連絡（窓口：学級担任等）

- ・ 事実の説明
- ・ 意見の聴き取り

- 被害児童および保護者への徹底支援

- ・ いじめ対策チームで、支援の在り方を検討し、組織的な実施に移す。
- ・ 当該児童の教育を受ける権利を最優先にするとともに、心のケアを十分に行う。
- ・ 保護者への経過報告を適時行う。

- 加害児童への徹底指導および保護者への助言

- ・ 適切な懲戒（学校教育法11条、いじめ防止対策推進法25条）
- ・ 出席停止の処分と学習サポート（重大事態の場合、必要に応じて）
- ・ 謝罪の方法についての保護者との協議

- 事後・継続対応

- ・ 今後に生かす点の明確化
- ・ 被害、加害児童への組織的、継続的な支援、指導（両者の関係修復を図る）
（事案発生後、3ヵ月を目安とした市教委への報告）
- ・ 学級・学校全体への指導
- ・ 全保護者への説明（重大事態の場合、必要に応じて）

被害児童と加害児童の保護者間でのトラブル等に配慮する。

⑦ 年間計画（別紙参照）

⑧ 評価と改善

- 校内組織としての評価と改善（2月）
- 学校評価アンケートへの位置づけと学校評議員会での評価と改善
- 年間の取組を検証するとともに、適宜学校のいじめ防止等の対策に関する基本方針の見直しと改善を図る。
- 年間を通していじめ発生件数が「0」の場合、その事実を児童及び保護者に公表する。

3 その他

- すべての事案について、「福島市いじめ防止基本方針」（令和５年８月改定）に準じて、対応を進めることとする。

令和５年１１月 改 訂

いじめ対応セルフチェックシート

校内生徒指導協議会において、研修の一環として毎回実施する。

〈基本〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ いじめは重大な人権侵害であるという認識をもっている。
- 2 ☐ いじめはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
- 3 ☐ 「いじめは現に起きている」という認識で対応している。
- 4 ☐ 学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度複数回確認している。
- 5 ☐ 学校の「いじめ防止基本方針」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6 ☐ 児童等のトラブルがあったら、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に必ず相談している。
- 7 ☐ いじめや少しでもいじめの疑いがあった場合は、必ず「学校いじめ対策組織」に報告している。
- 8 ☐ 「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 9 ☐ いじめに係る研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。
- 10 ☐ 学校内の「学校いじめ対策組織」のメンバーを知っている。
- 11 ☐ 学校内の「学校いじめ対策組織」は接触的にいじめを認知している。

〈教職員自身の行動〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ 児童等へ笑顔で積極的にあいさつしている。
- 2 ☐ 連絡帳や学校生活ノート等を活用し、児童の日常の生活状況を確認している。
- 3 ☐ 休み時間等、なるべく児童等と一緒にしようと心掛けている。
- 4 ☐ 朝の学級活動から児童等の表情や体調を注意している。
- 5 ☐ 適切なタイミングで教育相談を行っている。
- 6 ☐ 少しでも児童等の表情や行動に違和感があったら、声かけを行っている。
- 7 ☐ 授業中の児童等の様子に気を配っている。

〈未然防止〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ いじめは決して許されないことを学校生活の様々な機会に児童等に発信している。
- 2 ☐ いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- 3 ☐ コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 4 ☐ 携帯電話や SNS との正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 5 ☐ 自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。
- 6 ☐ 児童等の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している。
- 7 ☐ 保護者に対して、インターネットや SNS 等を通じて行われるいじめについて啓発している。
- 8 ☐ 家庭環境に課題がないか意識している。

〈早期発見〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ すべての児童等の気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 2 ☐ 児童等同士の問題をトラブルと捉えず、積極的にいじめと認知している。
- 3 ☐ 児童等が相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 4 ☐ アンケートの結果等をその日のうちに複数人で確認し、学校内で共有するとともに、適切に保管している。
- 5 ☐ 気になる児童等の家庭への連絡や家庭訪問をしている。
- 6 ☐ 日頃から、養護教諭等や SC と報告・連絡・相談をしている。

〈発生時の対応〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ 被害を受けている児童等の気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- 2 ☐ いじめを発見した場合や、相談を受けた場合、迅速に「学校いじめ対応組織」に報告している。
- 3 ☐ いじめの訴えから事実調査をする際、情報収集すべき内容である 5W1H を理解している。
- 4 ☐ 聞き取りなどを行う際、児童等個別の事情やその場の状況等に配慮している。
- 5 ☐ いじめ対応で連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- 6 ☐ 被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等について説明し、丁寧に対応している。
- 7 ☐ 加害児童等に対し、単発の指導で終わらず、継続的に指導している。
- 8 ☐ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは警察に相談・通報し、適切な援助を求めなければならないことを理解している。
- 9 ☐ 加害児童等が謝罪しことをもって、いじめが解消したとはいえないことを理解している。
- 10 ☐ 学校のいじめ問題を解決するために、学校の要請により、教育委員会事務局の「いじめ防止サポートチーム」が派遣されることを知っている。
- 11 ☐ 家庭環境に課題を抱えていないか確認している。

〈重大事態への対応〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ どのような事態が「重大事態」にあたるか理解している。
- 2 ☐ いじめ重大事態の認定やいじめ重大事態を調査する3つの組織について理解している。
- 3 ☐ 不登校重大事態の調査は、原則として「学校いじめ対策組織」に心理、福祉等の専門家等の外部人材を加えた組織により、行うことを知っている。
- 4 ☐ 学校がいじめ重大事態の調査を行う場合、そのフロー図があることを知っている。

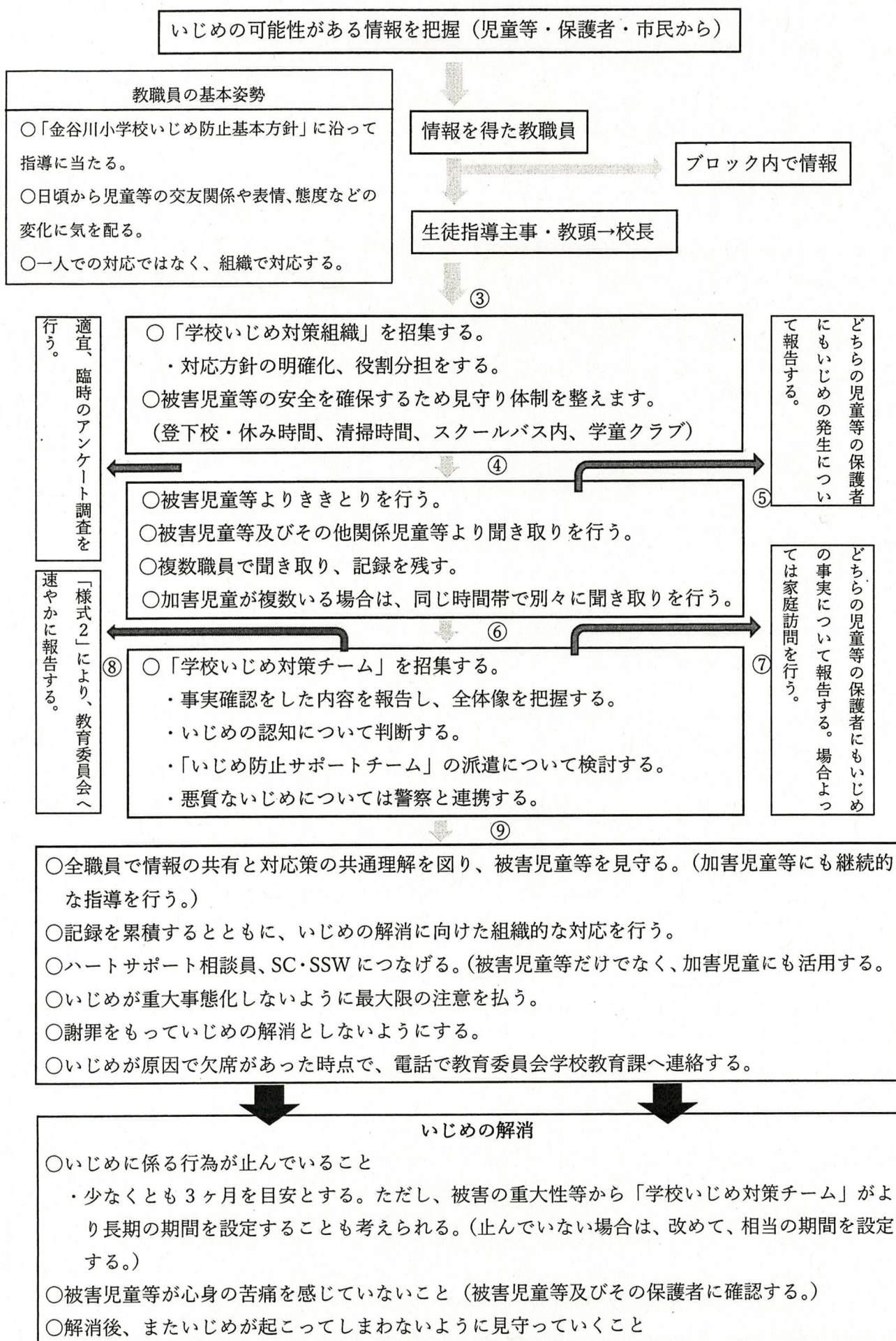
〈管理職の対応〉 ☒を入れてみましょう

- 1 ☐ 学校の「いじめ防止基本方針」を毎年見直し、改定し、HPに掲載するとともに、「いじめ防止基本方針」を職員会議や生徒指導協議会で職員に定期的に周知している。
- 2 ☐ いじめ対応のマニュアルを用いての研修や自校での重大事態対応シミュレーションなど、校内研修を定期的に行っている。※ インターネットを通じて行われるいじめ対応の研修を含

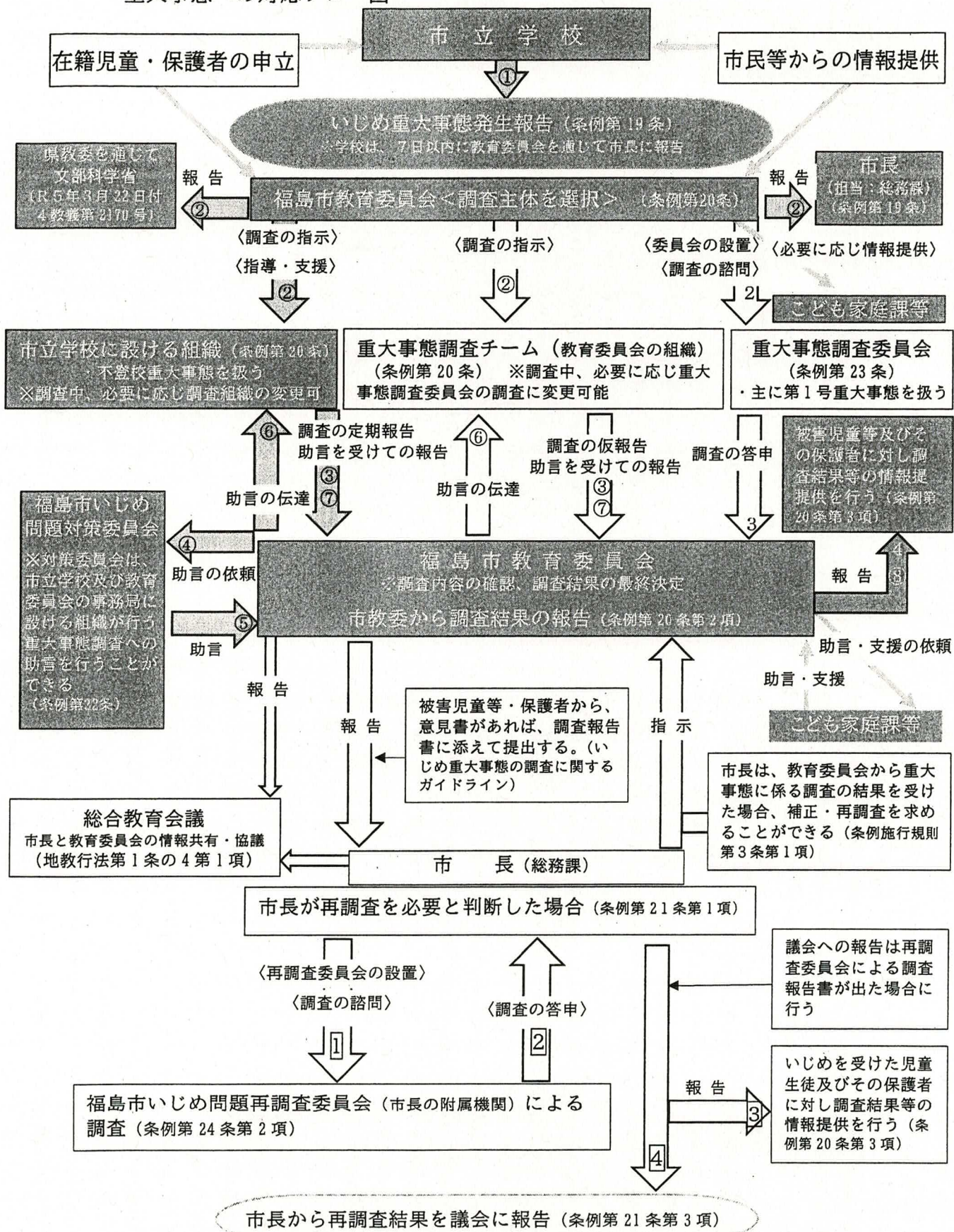
む。

- 3 ☐ 平素から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しのよい職場づくりに努めている。
- 4 ☐ いじめやいじめの疑いがあった場合（アンケート調査結果を含む。）、速やかに、管理職に報告される体制づくりをしている。
- 5 ☐ いじめの認知、法的対応、いじめの組織的な対応についてすべて「学校いじめ対策組織」で行っている。
- 6 ☐ いじめの取組状況について、学校評価の項目に入れ、点検・評価し、必要に応じて対応を改善している。
- 7 ☐ いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携を図るとともに、保護者に対して学校のいじめ問題への対応について説明している。
- 8 ☐ 特別な支援を要する児童等や海外から帰国した児童等、外国人の児童等については、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、学校全体で注意深く見守る体制が整備されている。

学校のいじめ問題対応フロー図



重大事態への対応フロー図



◎ 学校いじめ対策チーム年間活動計画

月	生徒指導・活動内容	家庭との連携	教育相談・諸調査
4	☐ 第1回協議会 ・学校の基本方針の共通理解 ☐ 校内いじめ対応研修会 (市教委主催校長・教頭会議を受けて)	☐ 金谷川小学校のや くそく確認(保護者 向け・児童向け) ☐ PTA総会での説明	
5	☐ 第2回協議会 ・いじめ事例研修 (リーガルマインドを養う ための研修等) ☐ Q-Uテスト(2年～6年)	☐ 家庭訪問	☐ 教育相談アンケート① 教育相談① ☐ アンケート共有化
6	☐ 第3回協議会 ・アンケート結果など	☐ 家庭訪問	
7	☐ 第4回協議会 ・Q-Uテスト分析(3・5年生) ・1学期の反省	☐ 夏休みの過ごし方 (保護者向け・子ども向け)	☐ 先生あのおねアンケート① ☐ アンケート共有化
8		☐ 夏休みの児童の状況把握	
9	☐ 第5回協議会 ・いじめ事例研修 (対応シミュレーション等)		☐ 先生あのおねアンケート② ☐ アンケート共有化
10	☐ 第6回協議会 ☐ Q-Uテスト(1年)		
11	☐ 第7回協議会 ・アンケート結果など ・Q-Uテスト分析(1年生)		☐ 教育相談アンケート② 教育相談② ☐ アンケート共有化
12	☐ 第8回協議会 ・2学期の反省	☐ 個別懇談	☐ 個別懇談
1	☐ 第9回協議会	☐ 冬休みの児童の状況把握	☐ 先生あのおねアンケート③ ☐ アンケート共有化
2	☐ 第10回協議会 ・アンケート結果 ・年間の反省など ☐ 基本方針の評価と改善		☐ 教育相談アンケート③ 教育相談③ ☐ アンケート共有化
3			